

令和6年度 協会員に対する監査結果

令和7年4月16日
日本証券業協会

1. 令和6年度の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 83先(会員 52社、特別会員 31機関)に対し監査を実施

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 88先(会員 57社、特別会員 31機関)
うち 25先(会員 20社、特別会員 5機関)に対して、文書により指摘事項を通知

② 主な指摘事項

- 法令違反及び業務運営・内部管理態勢の不備
(会員) 基本的な業務姿勢の欠如による法令違反及び内部管理態勢全般が不十分な状況
- 法令違反
(会員) 外国証券情報の「経理の概要」について提供・公表することができる直近の事業年度に係る情報を提供・公表していない状況
- 業務運営・内部管理態勢の不備
(会員) 米国ETF及び外貨建て債券に係る不適切な投資勧誘状況等
(会員) 高齢顧客への勧誘に係る管理態勢が不十分な状況

※ 主な指摘事項は下半期分の監査結果から抽出したものの。

2. 会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和6年度	【参考】令和5年度
① 監査実施先数	52社	56社
うち取引所との合同検査	19社	21社
うち協会の単独監査	33社	35社
うち特別監査等	—	1社
② 1先当たりの監査人員	2～13人	3～13人

※ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

3. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果の通知状況

監査結果通知状況	令和6年度	【参考】令和5年度
結果通知先数	57社	51社
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(20社)	(12社)

3. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
法令違反の指摘件数	15件 (9社)	3件 (2社)
① 法定帳簿の作成不備等	3件	1件
② 外務員の登録等に関する不備	3件	—
③ 事業報告書の記載不備等	1件	—
④ 広告等における表示すべき事項の非表示	1件	—
⑤ 英文開示銘柄に係る説明義務違反	1件	—
⑥ 外国証券情報の「経理の概要」について提供・公表することができる直近の事業年度に係る情報を提供・公表していない状況	1件	—
⑦ 業務の内容及び方法を定めずに業務を行っている状況	1件	—
⑧ 実態と異なる最良執行方針書面の交付等	1件	—
⑨ 自己資本規制比率の算出誤り	1件	—
⑩ 法人関係情報等の管理態勢に関する不備	1件	—
⑪ 保証金の受領に係る書面の不交付	1件	—
○ その他	—	2件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
諸規則違反の指摘件数	6件 (4社)	3件 (3社)
① 従業員の採用時に係る不都合行為者等の照会の未実施	2件	—
② 不公正取引防止のための売買管理態勢が不十分な状況	1件	1件
③ 役職員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の管理が行われていない状況	1件	—
④ 外務員資格の効力を停止された者に外務員の職務を行わせている状況	1件	—
⑤ J-IRISSへの照合を行っていない状況	1件	—
○ その他	—	2件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	21件 (16社)	22件 (10社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	7件	7件
② 販売勧誘の管理態勢に係るもの	6件	—
③ マネー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの	2件	3件
④ 法人関係情報等の管理態勢に係るもの	2件	—
⑤ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	5件
⑥ 内部監査実施の管理態勢に係るもの	1件	—
⑦ 目論見書交付の管理態勢に係るもの	1件	—
⑧ 内部管理態勢全般に係るもの	1件	—
○ その他	—	7件

4. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和6年度	【参考】令和5年度
① 監査実施先数	31機関	26機関
② 1先当たりの監査人員	2~8人	3~5人

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

監査結果通知状況	令和6年度	【参考】令和5年度
結果通知先数	31機関	27機関
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(5機関)	(4機関)

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
法令違反の指摘件数	2件 (2機関)	—
○ 事業報告書の記載不備	2件	—

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
諸規則違反の指摘件数	2件 (2機関)	6件 (4機関)
① 従業員の採用時に係る不都合行為者等の照会の未実施	1件	2件
② 上場株式の売買を初めて行う顧客から、「上場会社等の役員等」に該当するか否かについての届出を求めている状況	1件	—
○ その他	—	4件

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

監査結果通知の内容	令和6年度	【参考】令和5年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	3件 (3機関)	2件 (1機関)
① マネー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの	2件	2件
② 内部管理責任者の管理態勢に係るもの	1件	—

(1) 法令違反及び業務運営・内部管理態勢の不備

○ 基本的な業務姿勢の欠如による法令違反及び内部管理態勢全般が不十分な状況【会員】

当社は、経営体制を刷新した上で、営業員を介したいわゆる対面証券ビジネスからスマートフォン・アプリに強みを持つインターネット取引専門へと業態の転換を進めている。しかしながら、必要な人材を確保できておらず、登録を受けた業務を運営するための基本的な業務姿勢が不十分な状態が継続した結果、以下のとおり、法令違反及び内部管理態勢全般にわたる問題が認められた。

① 法令違反

- ・実態と異なる最良執行方針書面の交付等
(金融商品取引法第40条の2第1項、第2項及び第4項関連)
- ・法定帳簿(顧客勘定元帳・トレーディング商品勘定元帳)の作成不備
(金融商品取引法第46条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1項第9号及び第13号関連)

② 業務運営・内部管理態勢の不備

- ・内部者登録カードの整備に係る不備
- ・業務方法書の内容が業務実態を踏まえたものとなっていない状況
- ・AML/CFTに係る管理態勢が不十分な状況
- ・内部監査態勢に係る不備
- ・システムリスク管理態勢が不十分な状況 等

(2) 法令違反

○ 外国証券情報の「経理の概要」について提供・公表することができる直近の事業年度に係る情報を提供・公表していない状況【会員】

当社は、外国証券売出しにより顧客に外国債券を販売する場合に、あらかじめ又は同時に顧客に提供し、又は公表する外国証券情報を、情報端末からデータを取得する方法により作成している。

しかしながら、データを参照すべき先が変更されていたにも関わらず必要な対応を行わなかったこと及びそうした状況等を定期的に検証していなかったことから、外国証券情報の「経理の概要」について、当社が提供・公表することができる直近の事業年度より古い年度に係る情報を提供・公表している状況が認められた。

(金融商品取引法第27条の32の2第1項、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第12条第2項関連)

(3) 業務運営・内部管理態勢の不備

○ 米国ETF及び外貨建て債券に係る不適切な投資勧誘状況等【会員】

当社の営業部門及び営業員において、顧客の投資判断において重要な情報を伝える認識が希薄であったことから、以下の状況が認められた。

- ① 当社は、米国ETFの価格について、直近の現地市場の終値を基準値として、売値・買値にはそれぞれ一定のスプレッドを設定しており、この旨を、顧客の米国ETFの取引開始時に交付する「外国株式取引に関する説明書」により説明することとしている。
しかしながら、顧客に対して価格の説明を行う際に「売りは終値でやれる」など、スプレッドについて適切に説明を行わずに売却の約定を成立させている状況が認められた。
- ② 外貨建て債券の売却を伴う乗換え取引勧誘時の比較説明において、表面利率及び当初買付時の価格に基づいて計算した利回りのみを説明し、売却時の価格に基づいて計算した利回りについては説明しないまま売付けの勧誘を行っている状況が認められた。
- ③ 外貨建て債券の利回りについて、十分なりスク説明をすることなく安全資産である円預貯金等の利率を比較しその差を強調した買付勧誘や、外貨建て固定利付債から債券型ETFへの乗換えについて、単純な表面利率や分配金利回りのみを比較し、その差を強調した乗換え勧誘を行っている状況が認められた。

(4) 業務運営・内部管理態勢の不備

○ 高齢顧客への勧誘に係る管理態勢が不十分な状況【会員】

当社は、関連協会規則・協会ガイドラインを踏まえた社内規則を策定し、高齢顧客へ勧誘を行うとしている。

しかしながら、役職員において社内規則遵守に係る認識が不足していたこと、コンプライアンス担当部署においてもルールの重要性につき認識が希薄であり営業活動に係るモニタリングを適切に実施するためのけん制が機能していなかったことから、以下の状況が認められた。

- ① 営業員が勧誘留意商品の勧誘を希望する場合に実施することとしている、事前申請をせずに勧誘し、事後的に申請し承認を得ている状況
- ② 役席者(営業本部長を含む。以下同じ)が実施することとしている、事前申請の認否を判断するために行う高齢顧客との面談において、「(面談は)形式的なものです」と発言するなど、顧客の状態や意向を丁寧に確認すべき事前面談を行う姿勢として不適切な状況
- ③ 役席者が実施することとしている、80歳以上の高齢顧客が勧誘留意商品を買付けた場合の当該高齢顧客への取引内容の連絡について、連絡日時・連絡者等の記録が行われていない状況
- ④ 高齢顧客からの勧誘留意商品の買付注文の受託に当たり受け入れることとしている買付指示書を受け入れていない状況
- ⑤ コンプライアンス担当部署が高齢顧客取引の全件についてチェック・点検することとしているものの、当該部署は上記①～④等の状況を把握できておらず、十分なモニタリングを実施しているとは言い難い状況